

福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

〔平成25年3月26日
福島県条例第38号〕

(手数料の徴収)

第1条 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）

第53条第1項の規定に基づく認定及び法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請者から、この条例に定めるところにより手数料を徴収する。

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料の額)

第2条 法第53条第1項の規定による同項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下単に「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請者（以下「認定申請者」という。）から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この条及び次条において同じ。） 39,000円（認定申請者が当該申請に係る建築物が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類で規則で定めるもの（以下「適合証」という。）を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、6,000円）

二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。） 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 共同住宅等の建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第1の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額及び別表第2の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額を合算した額

イ 共同住宅等の戸数のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第1の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額

ウ 共同住宅等の建築物全体及び戸数のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 アに定める額

三 非住宅建築物（住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条及び次条において同じ。） 別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第2）の上欄に掲げる当該申請に係る非住宅建築物の床面積の区分に応じ、別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第2）の下欄に定める額

四 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この条及び次条において同じ。）（住宅の用途に供する部分に係る住宅が共同住宅であるものを除く。以下この号において同じ。）次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

- ア 複合建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第1の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額及び別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第2）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第2）の下欄に定める額を合算した額
- イ 複合建築物の戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第1の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額
- ウ 複合建築物全体及び戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 アに定める額

五 複合建築物（住宅の用途に供する部分が共同住宅であるものに限る。以下この号において同じ。）次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

- ア 複合建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第1の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額、別表第2の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額及び別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第2）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分（住宅の用途に供する共用部が住宅以外の用途にも供するものであるときは、当該部分を含む。第3条第五号アにおいて同じ。）の床面積の区分に応じ、別表第3（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第2）の下欄に定める額を合算した額
- イ 複合建築物の戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 別表第一の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の戸数の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額
- ウ 複合建築物全体及び戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする場合 アに定める額

（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る手数料の額）

第3条 法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請者（以下「変更認定申請者」という。）から徴収する手数料の額は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一戸建ての住宅 20,000円（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、3,000円）
- 二 共同住宅等 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 共同住宅等の建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の総戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額及び別表第5の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額を合算した額
 - イ 共同住宅等の戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る共同住宅等の戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額
 - ウ 共同住宅等の建築物全体及び戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 アで定める額
- 三 非住宅建築物 別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第5）の上欄に掲げる当該申請に係る非住宅建築物の床面積の区分に応じ、別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第5）の下欄に定める額
- 四 複合建築物（住宅の用途に供する部分に係る住宅が共同住宅であるものを除く。以下の号において同じ。） 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 複合建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額及び別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第5）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第5）の下欄に定める額を合算した額
 - イ 複合建築物の戸の部分のみに係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額
 - ウ 複合建築物全体及び戸の部分に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 アに定める額

五 複合建築物（住宅の用途に供する部分が共同住宅であるものに限る。以下この号において同じ。）次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める額

- ア 複合建築物全体の低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の総戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額、別表第5の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅の用途のみに供する共用部の床面積の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額及び別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第5）の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の区分に応じ、別表第6（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、別表第5）の下欄に定める額を合算した額
- イ 複合建築物の戸数のみに係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 別表第4の上欄に掲げる当該申請に係る複合建築物の戸数の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額
- ウ 複合建築物全体及び戸数のみに係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合 アに定める額

（手数料の額の加算）

第4条 前2条の規定にかかわらず、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をする場合における手数料の額は、前2条各号に定める額に、福島県建築基準法施行条例（昭和26年福島県条例第60号）第47条の2第1項に定める額を加算した額とする。

（手数料の納付方法）

第5条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

（手数料の不返還）

第6条 既に納付された手数料は、返還しない。

（過料）

第7条 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料を科する。

附 則

1 この条例は、平成25年5月1日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行の日以後に申請された法第53条第1項の規定に基づく認定及び法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請について適用する。

別表第1（第2条関係）

戸数	手数料の額	適合証を添付した場合の手数料の額
1戸	39,000円	6,000円
2戸以上5戸以下	79,000円	11,000円
6戸以上10戸以下	111,000円	19,000円
11戸以上25戸以下	156,000円	31,000円
26戸以上50戸以下	224,000円	52,000円
51戸以上100戸以下	321,000円	92,000円
101戸以上200戸以下	434,000円	145,000円
201戸以上300戸以下	569,000円	183,000円
301戸以上	668,000円	196,000円

別表第2（第2条関係）

床面積	手数料の額	適合証を添付した場合の手数料の額
300m ² 以下	125,000円	11,000円
300m ² を超える2,000m ² 以下	206,000円	31,000円
2,000m ² を超える5,000m ² 以下	320,000円	92,000円
5,000m ² を超える10,000m ² 以下	411,000円	145,000円
10,000m ² を超える25,000m ² 以下	491,000円	183,000円
25,000m ² を超えるもの	572,000円	229,000円

別表第3（第2条関係）

床面積	手数料の額
300m ² 以下	275,000円
300m ² を超える2,000m ² 以下	438,000円
2,000m ² を超える5,000m ² 以下	623,000円
5,000m ² を超える10,000m ² 以下	765,000円
10,000m ² を超える25,000m ² 以下	901,000円
25,000m ² を超えるもの	1,028,000円

別表第4（第3条関係）

戸数	手数料の額	適合証を添付した場合の手数料の額
1戸	2,000円	3,000円

2戸以上5戸以下	40,000円	6,000円
6戸以上10戸以下	56,000円	10,000円
11戸以上25戸以下	78,000円	16,000円
26戸以上50戸以下	112,000円	26,000円
51戸以上100戸以下	161,000円	46,000円
101戸以上200戸以下	217,000円	73,000円
201戸以上300戸以下	285,000円	92,000円
301戸以上	334,000円	98,000円

別表第5（第3条関係）

床面積	手数料の額	適合証を添付した場合の手数料の額
300m ² 以下	63,000円	6,000円
300m ² を超える2,000m ² 以下	103,000円	16,000円
2,000m ² を超える5,000m ² 以下	160,000円	46,000円
5,000m ² を超える10,000m ² 以下	206,000円	73,000円
10,000m ² を超える25,000m ² 以下	246,000円	92,000円
25,000m ² を超えるもの	286,000円	115,000円

別表第6（第3条関係）

床面積	手数料の額
300m ² 以下	138,000円
300m ² を超える2,000m ² 以下	219,000円
2,000m ² を超える5,000m ² 以下	312,000円
5,000m ² を超える10,000m ² 以下	383,000円
10,000m ² を超える25,000m ² 以下	451,000円
25,000m ² を超えるもの	514,000円